

吉見町入札参加資格者の遵守事項

(平成19年3月28日決裁)

(平成29年4月1日改正)

(令和5年5月1日改正)

(令和7年4月1日改正)

吉見町発注工事の入札及び工事の施工並びに業務委託の執行等に当たっては、下記の事項を遵守してください。

なお、請け負った工事の一部を下請けさせるときは、下請負人に対し、この遵守事項について周知されるよう努めてください。

記

【共通事項】

1 関係法令等の遵守について

- (1) 入札参加者は、関係法令を遵守するとともに吉見町契約規則、吉見町会計規則、吉見町契約約款（吉見町建設工事請負契約約款、吉見町委託契約約款、吉見町土木設計業務等委託契約約款）、図面、仕様書（現場説明に対する質疑応答書を含む。）、吉見町建設工事等指名競争入札参加者心得及び指名通知書の記載事項並びに現場を熟知の上、入札しなければならない。
- (2) 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (3) 事業協同組合等にあつては、中小企業等協同組合法等関係法令を遵守しなければならない。
- (4) 建設産業における所定労働時間については、労働基準法に基づき、すべての事業場で週40時間制に全面的に移行しており、工事の施工に当たっては、建設現場の就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減するなどの方法により、週所定労働時間40時間制への円滑な移行に努めなければならない。

2 労働者の賃金について

工事及び業務委託に用いる公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価については、埼玉県の単価表等により積算しているので、この点を留意した上、労働者への適切な賃金を支払うよう努めなければならない。

3 適用基準等について

町で特に定めのない事項においては、国、埼玉県で定める基準等（共通仕様書、材料規格、施工管理基準、作成要領等）に準ずるものとし、適切な履行に努めなければならない。

【建設工事に関する事項】

1 下請負人について

- (1) 受注者は、建設業法第22条及び入札契約適正化法第12条に規定する一括下請行為等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 工事の適正な施工を確保するため、下請契約を締結しようとするときは、建設産業における生産システム合理化指針を遵守し、下請負人の適正な選定、下請代金支払等の適正な履行、下請における雇用管理等への指導を行い元請、下請関係の合理化に努めなければならない。
- (3) 下請契約を締結したときは、下請負人通知書を発注課所に提出しなければならない。

なお、下請負契約を締結したときは、施工体制台帳を工事現場に備え置くとともに、その写しを発注課所に提出しなければならない。

また、各下請負人の施工分担関係を表示した施工体系図を、工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

- (4) 町内業者の保護育成に努めるため、下請負人を選定する場合は、町内に本店（建設業法に規定する主たる営業所を含む。）を有する者の中から選定するよう努めなければならない。
- (5) 下請代金の支払については、建設業法を遵守し適正に行うこと。

2 建設資材納入業者との契約について

建設資材納入業者との契約に当たっては、当該業者の利益を不当に害することのないよう公正な取引を確保するよう努めなければならない。

3 労働災害の防止等について

建設労働者の確保並びにこれら労働者の健康の保持、適正な賃金の支払等による労働条件の改善に留意しなければならない。

なお、労働災害防止には、元請、下請が一体となって仕様書等に定めるところにより特段の注意を払わなければならない。

4 ダンプトラック等による過積載の防止について

工事の施工に当たっての工事資材等の運搬については、過積載を行わないよう、また、過積載を行っていると認められる資材納入業者から資材の納入を受けないなどの必要な措置をとるよう努めなければならない。

5 ディーゼル車規制に適合した車両の使用について

工事の施工に当たっては、工事現場で使用し又は使用させる車両（資機材等の搬出入を含む。）は、ディーゼル車以外の車両（ガソリン車、天然ガス車、L G P 車等）又は埼玉県粒子状物質排出基準を満たしたディーゼル車両を使用しなければならない。

6 不正軽油使用の禁止について

工事現場で使用又は使用させる車両（資機材等の搬出入を含む。）並びに建設機械等の燃料として、地方税法及び埼玉県生活環境保全条例に違反する軽油等（以下「不正軽油」という。）を使用してはならない。

また、県及び町による使用燃料の抜き取り検査を行う場合には、現場代理人がこれに立ち会うなどの協力を行うとともに、不正軽油の使用が発見された場合には、当該燃料納入業者を排除するなどの是正措置を講じなければならない。

7 建設業退職金共済組合への加入等及び購入状況確認について

建設業退職金共済制度は、短期間に複数の事業主の間を移動しながら働く建設労働者のための退職金制度である。これらの建設労働者の福祉の増進及び雇用の安定を図り、今後更に一層この制度の履行を確保するため、建設業退職金共済証紙購入状況を確認することとしているので、次の事項を遵守しなければならない。

<加入等>

建設業退職金共済制度の対象となる労働者（以下「対象労働者」という。）を雇用する場合は、勤労者退職金共済機構（以下「共済機構」という。）に加入して証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付しなければならない。

<共済証紙購入状況の確認方法>

- (1) 1 件当たりの請負金額を 1, 0 0 0 万円以上で契約締結した場合は、共済機構の発注者用掛金納入書（以下「納入書」という。）を貼付した建設業退職金共済証紙購入状況報告書（共済機構で定める様式第 1 号、以下「報告書」という。）を契約締結後 1 ヶ月以内に発注課所に提出し確認を受けなければならない。
- (2) 工事契約当初は工場製作の段階であるため対象労働者を雇用しないこと等、期限内に報告書を提出できない場合には、その理由及び共済証紙の購入予定時期を建設業退職金共済証紙購入状況報告書の遅延理由申出書（共済機構で定める様式第 2 号、以下「遅延理由申出書」という。）により提出しなければならない。
- (3) 遅延理由申出書の提出又は請負契約額の増額変更があった場合等において、共済証紙を追加購入したときは、当該共済証紙に係る報告書を工事完成時までに出さなければならない。

なお、追加購入しなかったときは、その理由を書面により提出しなければならない。

- (4) 報告書を発注課所に提出した受注者は、請け負った工事が完成した時は、自ら

が雇用した対象労働者への共済証紙貼付実績及び下請負人が雇用した対象労働者への共済証紙貼付実績を、建設業退職金共済証紙貼付実績報告書（共済機構で定める様式第3号）により発注課所に提出しなければならない。

<共済証紙の購入額>

- (1) 共済証紙については、建設現場ごとの対象労働者数及びその就労予定日数を的確に把握し、必要な枚数を購入しなければならない。
- (2) 共済証紙購入額の的確な把握が困難な場合は、共済機構の定めた「共済証紙購入の考え方について」を参考とし、購入額を算定しなければならない。

<下請負人に対する対応について>

工事の一部を下請に付する場合は、下請負人に対してこの制度の趣旨を説明し加入の促進に努めるとともに、下請負人に対して共済証紙の現物交付又は掛金相当額を下請代金中に算入しなければならない。

<その他>

- (1) 1,000万円未満の工事についても共済証紙の購入に努めなければならない。
- (2) 工事請負契約を締結した業者は、建退共支部から「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識（黄色シール）の交付を受け、現場事務所等に掲示し、対象となる労働者への周知を図らなければならない。

8 技術者の適正な配置について

<現場代理人>

- (1) 現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、請負人の代理人として工事現場に常駐し、その運営、取締りなど工事の施工に関する一切の事項（請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領等を除く）を処理しなければならない。
- (2) 前項でいう「常駐」とは、当該工事のみを担当していることだけでなく、作業期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味するため、原則として現場代理人は他の工事と掛持ちをしてはならない。

<主任技術者等>

- (1) 工事を施工するときは、施工の技術上をつかさどる主任技術者を配置しなければならない。
- (2) 1件の請負金額が4,500万円（建築一式の場合は9,000万円）以上の工事を施工するに当たっては、元請業者は工事現場ごとに専任の主任技術者又は監理技術者を配置しなければならない。
- (3) 元請負者が特定建設業者であり、請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金額の合計が5,000万円（建築一式の場合は8,000万円）以上となる場合については、主任技術者に代えて監理技術者を配置しなけ

なければならない。なお、当該監理技術者は、工事に従事しているときは、常時資格者証を携帯し、発注者から請求があったときは、資格者証を提示しなければならない。

- (3) 主任技術者又は監理技術者の選任については、当該建設工事を施工する建設業者と直接的かつ原則として3か月以上の恒常的な雇用関係でなければならない。

3か月以上の恒常的な雇用とは、

- ① 一般競争入札の場合は、入札参加申込書等の提出期限の日から3か月前
- ② 指名競争入札の場合は、入札日から3か月前
- ③ 随意契約の場合は、契約日から3か月前

に雇用していることを要する。

9 工事カルテの作成及び登録について

請負者は、受注時又は変更時において請負代金額が500万円以上の工事については、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、受注、変更、完成、訂正時に工事实績情報として「工事カルテ」を作成し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更後10日以内に、完成時は完成後10日以内（いずれも土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除く。）に、訂正時は速やかに(財)日本建設情報総合センターに登録しなければならない。

ただし、請負代金額500万円以上2,500万円未満の工事については、受注、訂正時のみ登録するものとする。

また、(財)日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」が請負者に届いた場合は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。

なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

10 経営事項審査の義務について

建設業法の規定により、一定の公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、経営事項審査を受けることが義務付けられている。これに伴い、経営事項審査を受けていない業者は町発注の工事を元請として請け負うことができなくなる場合があるので、毎決算期ごとに必ず経営事項審査を受けなければならない。

11 民事再生等手続き中の届出について

入札に参加しようとする者で、民事再生法及び会社更生法の規定に基づく手続き開始の申立てを行っている者は、その旨を発注課所に届け出なければならない。

12 建設リサイクル法について

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の対象工事については、同法第13条の規定に基づく書面等を監督員の確認を受けた後、契約書に綴じ込まなければならない。

1 3 暴力団等からの不当要求及び工事妨害の排除について

工事の施工に当たり、暴力団等からの不当要求及び工事妨害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

【業務委託に関する事項】

1 下請負人について

受注者は、業務委託に係る契約約款に規定する一括再委託等に抵触する行為を行ってはならない。

2 業務カルテの作成及び登録について

受注者は、契約時又は変更時において委託金額が500万円以上の業務委託について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、受注、変更、完了、訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更後10日以内に、完成時は業務完了後10日以内（いずれも土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除く）に、訂正時は速やかに(財)日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

また、(財)日本建設情報総合センター発行の「業務カルテ受領書」が受注者に届いた場合は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。

なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

なお、受託者が公益法人の場合にはこの限りではない。